

平成30年度第10回清須市農業委員会議事録

召集年月日 平成31年1月25日(金) 午後2時

召集場所 清須市役所南館3階 大会議室

開 会 平成31年1月25日(金) 午後2時

出席委員 13名

1番 伊藤 正敏 2番 酒井 温司 4番 八木 一広

5番 中野 浩光 6番 三宅 正恭 7番 日下部錠一 8番 岩田 房喜

9番 石塚 芳政 10番 後藤 正臣 11番 林 秀雄 12番 水野 格廉

13番 石川 雄二 14番 櫻井 重利

農地利用最適化推進委員 3名

早川 由信 猪子 勝三 堀田 啓

欠席委員 3番 浅井 尊弘

本会議に職務のために出席した者の氏名

事務局長 石田 隆

主 事 川村 順二、石塚 正己、日下部 錬

議事日程

1 提出案件

(1) 議決案件

議案第27号 農地法第52条の規定に基づく農地の賃借料情報の提供

議案第28号 農地法5条の規定による許可申請 1件

(2) 報告案件

報告第22号 農地法第32条の規定による利用意向調査等実施報告

報告第23号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出 1件

報告第24号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 12件

2 その他

会

長 こんにちは。

委員の皆さん、改めまして明けましておめでとうございます。寒さも厳しい折、インフルエンザも蔓延しております。

委員の皆さんにおかれましては体調管理に十分注意してください。

では、改めまして只今から、平成30年度第10回清須市農業委員会を開催いたします。本日の出席議員は13名で、浅井委員より欠席の連絡を頂いていますが定足数に達していることをご報告いたします。

また、農地最適化推進委員は3名全員出席しております。

次に、本日の議事録署名者を指名させていただきます、本日は10番 後藤 正臣委員と13番 石川 雄二委員にお願いしたいと思います。

ご異議ございませんか。

(異議なしの声を確認の上)

ありがとうございます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

本日の提出案件

(1) 議決案件について

【議案第27号】

・農地法第52条の規定に基づく農地の賃借料情報の提供

【議案第28号】

・農地法5条の規定による許可申請 1件

(2) 報告案件について

【報告第22号】

・農地法第32条の規定による利用意向調査等実施報告

【報告第23号】

・農地法第4条第1項第7号の規定による届出 1件

【報告第24号】

・農地法第5条第1項第6号の規定による届出 12件

それでは、【議案第27号】 農地法第52条の規定に基づく農地の賃借料情報の提供 を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事務局 この議案を提出するのは、農地の賃貸借契約を締結する際の目安となるよう、農地法第52条の規定に基づき平成30年1月から12月までに農地法及び農業経営基盤強化促進法の規定により農業委員会を通じて賃貸借契約の締結のあった農地の賃借料を公表するためです。

平成30年1月から12月までに農地法及び農業経営基盤強化促進法により賃借権設定された農地がありませんでしたので、過去の賃借料情報を提供いたします。

なお、この賃借料情報は、拘束力はなく賃借料の参考として提供するものです。実際の契約の際には、貸し手と借り手の両方で協議の上、賃貸借契約を締結していただくものです。

会長 何かご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として承認してよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について原案のとおり当農業委員会として承認することといたします。

続きまして、【議案第28号】 農地法5条の規定による許可申請1件を議題といたします。

16番から事務局に説明を求めます。

事務局 議案書 1 ページ、申請番号 16 をご覧ください。

申請地は春日長久寺_____で面積は____m²です。

譲受人、譲渡人は議案書のとおりです。荷捌き場及び駐車場増設の為の所有権移転の農地転用になります。

申請者は、ここ最近の物流業界の全体的な取引量の増加に加え、以前は取り扱ってなかった建築資材の運送を請け負うようになったことによる取引量の増加に伴い、新たに荷捌き場の増設を計画しておりました。土地の選定にあたっては、物流施設としては1箇所を集約することが望ましいことから、現業地の近隣を探していたところ、業者に本申請地の紹介を受け、申請に至りました。

申請地は、市街化調整区域で、名古屋第二環状自動車道清洲東第2入口より概ね300mの区域にある農地です。農地区分は「運用通知第2の1の(1) エー(ア)－a－(b)インターチェンジなどから300m以内の区域にある農地に該当するため、第3種農地と判断でき、原則許可

となります。

また、一般基準についても特段の問題はございません。

以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。

この案件については、櫻井委員お願いいたします。

櫻 井 委 員 この土地は給水栓が二箇所ありますが、撤去した後は移設等する予定がありますか。

事 務 局 土木課に確認いたします。

会 長 他に何かご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「許可相当」として、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、「許可相当」との意見を付して県に進達することといたします。

続きまして、(2) 報告案件に入ります。

【報告第22号】農地法第32条の規定による利用意向調査等実施報告について、事務局より報告をお願いします。

事 務 局 昨年の11月5日から14日の間に行いました農地パトロールにて行った利用状況調査の結果に基づいて、利用意向調査を行い、その結果をとりまとめましたので報告します。

対象の筆数を単位として取りまとめており、調査を行った117筆のうち6割ほどから回答があり、そのうち半数ほどが自ら耕作するとの回答でした。その他の回答としては、耕作はしないものの維持管理は行っていくという回答が多数を占めておりました。また、調査票を送った後、所在の誤認が確認されたものが1件ありました。

個別の状況の一覧を机上にて配布していますので、議案の表と併せて参考にしてください。なお、一覧は個人情報が含まれているため、第3者に内容を伝えないなど取扱いに注意して下さい。

会 長 以上の件について、何か質問等ありませんか。

続いて、【報告第23号】農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、事務局より読み上げますから、地区の担当委員さんは、何かありましたらお願いします。

事務局 では、読み上げさせていただきます。

番号 25、清洲下町____で登記、現況共に畑です。

中野委員 特に問題ありません。

事務局 農地法第4条第1項第7号の規定による届出については以上になります。

会長 以上の件について、何か質問等ありませんか。

続きまして、【報告第24号】農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、事務局より読み上げますから、地区の担当委員さんは、何かありましたらお願いします。

事務局 では、読み上げさせていただきます。

番号 105、西堀江迫間____で登記田、現況畑です。

事務局 浅井委員より問題ないとお聞きしております。

事務局 番号 106、西枇杷島町城並二丁目____で登記、現況共に田です。

伊藤委員 特に問題ありません。

事務局 番号 107、春日高札____で登記、現況共に田です。

石川委員 全く問題ありません。

事務局 番号 108、阿原星の宮____で登記、現況共に畑、

番号 109、阿原星の宮____で登記、現況共に畑です。

八木委員 特に問題ありません。

事務局 番号 110、助七二丁目____で登記田、現況宅地です。

事務局 こちらも浅井委員より問題ないとお聞きしております。

事務局 番号 111、廻間一丁目____で登記、現況共に畑です。

日下部委員 問題ありません。

事務局 番号 112、桃栄二丁目____で登記田、現況畑です。

堀田委員 特に問題ありません。

事務局 番号 113、阿原星の宮____で登記、現況共に畑です。

八木委員 特に問題ありません。

事務局 番号 114、西堀江迫間____で登記田、現況畑です。

事務局 浅井委員より問題ないとお聞きしております。

事務局 番号 115、西堀江迫間____で登記田、現況畑です。

事務局 こちらも浅井委員より問題ないとお聞きしております。

事務局 番号 116、花水木一丁目____で登記、現況共に畑です。

日下部委員 特に問題ありません。

事務局 農地法第5条第1項第6号の規定による届出については
以上になります。

会長 以上の件について、何か質問等ありませんか。
それでは、その他、へ移ります。事務局、何かありますか。

事務局 特にありません。

会長 それでは、次回の開催について確認します。
平成31年2月25日、月曜日、午後2時から、清須市役所南館3階
第3会議室にて開催予定ですのでよろしくお願いいたします。
以上で平成30年度第10回農業委員会を閉会します。
本日はご苦労様でした。

備考 個人情報に当たるとの考えから、議事録中の具体的な住所の番地は「__番地」、
農地の地番は「__番」との表記で省略して記載しています。